

1. 名古屋市福祉人材育成支援事業のご案内

事業内容

従業員のキャリアアップに資するもので、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、最大10万円まで助成します。

対象事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の指定を受けている事業所

その他

- オンライン申請も可能です。ぜひご利用ください。
- 対象の研修や申請方法等、詳しくは資料をご覧ください。

2. 名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済 支援事業のご案内

事業内容

名古屋市内の介護・障害福祉サービス事業所等に常勤で従事されている介護職員や相談支援専門員、看護職員等に奨学金の一部を助成するものです。

令和7年度からの変更点

- 障害福祉サービス事業所等に常勤で従事されている相談支援専門員及び看護職員についても対象となります。
- オンライン申請を開始します。オンライン申請にかかる詳細は資料にあります通知をご確認ください。

その他

事業の詳細については資料に掲載の「ウェルネットなごや」からご参照していただき、各事業所に所属されている職員の方への周知をお願いします。

3. 名古屋市外国人介護人材等導入支援事業のご案内

事業内容

訪問系サービスを除く市内の介護・障害福祉サービス等事業所への外国人介護人材・障害福祉人材の導入を促進するため、外国人介護人材等を初めて雇用する事業所に対し、1人目の雇用にかかる費用を補助するものです。

その他

対象となる事業所や対象経費、補助額、申請方法等、詳しくは資料をご覧ください。

4. 名古屋市外国人技能実習生（介護職種） 受入支援事業のご案内

事業内容

訪問系サービスを除く名古屋市内の介護・障害福祉サービス事業所等において、外国人技能実習生の受入を行った場合に、事業所が負担する「入国後講習」に係る講習費、宿泊費、光熱水費などの一部を補助するものです。

その他

対象となる事業所や対象経費、補助額、申請方法等、詳しくは資料をご覧ください。

5. 職員研修・セミナーのご案内

職員研修・セミナーのご案内

名古屋市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、資料に掲載されております研修・セミナーを実施しています。

研修のご案内については「ウェルネットなごや」の「事業所の方」へでも周知をしておりますので、ご参照ください。

6. ハローワーク（人材確保対策コーナー）のご案内

ハローワーク（人材確保対策コーナー）のご案内

愛知労働局からのお知らせです。

詳細については、資料をご確認ください。

7. 健康福祉局防災訓練の実施について

健康福祉局防災訓練の実施について

市として毎年実施している「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、民間の各施設・事業所を対象に、防災意識の高揚と防災体制の強化を図ることを目的として、情報伝達訓練を行いますので、積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

対象施設・事業所

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。）、地域活動支援事業所、福祉ホーム

防災訓練の概要（以下、令和6年度の実施内容）

- 実施時期 9月上旬頃
- 実施内容 大規模地震が発生したとの想定のもと、情報伝達訓練を実施

参加を希望する場合の連絡方法

参加を希望する各施設等は、電子メールにより、下記の連絡先に、件名に「令和7年度防災訓練に参加を希望します」と入力の上、「事業者番号」「施設・事業所名（サービス種別を含む）」「FAX番号」「メールアドレス」を送信してください。

- 期日：令和7年5月30日（金）
- 連絡用メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

訓練の詳細につきましては、令和7年8月頃に、参加希望の各施設等宛にご連絡いたします。

8. 大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

大規模災害時における安否確認に係る情報提供の お願い

災害時に、障害者の安否確認の支援を円滑に進めるために、各施設・事業所におかれましては、利用者の安否情報に係る本市への提供について、ご協力をお願いいたします。

利用者の安否確認

- 事前準備として、ウェルネットなごやから「安否確認結果報告書」をダウンロードし、安否確認対象者の「氏名」「フリガナ」欄等をご記入ください。
- 災害時には、電子メールもしくはFAXにより「安否確認結果報告書」を送信してください。障害者支援施設（入所）・共同生活援助・短期入所・療養介護施設においては、被害状況に応じて、「施設等の被災状況」についてもFAXにて報告をお願いします。

連絡用メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

連絡用FAX番号：052-972-4149

障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の 「災害時情報共有システム」への登録

- 厚生労働省にて運用を開始している災害時情報共有システムは、令和3年度から、主に災害発生時の被害状況等の把握・共有を目的として活用されております。
- ウェルネットなごやから「災害時情報共有システム登録様式」をダウンロードし、必要事項を記入して、以下のアドレスまでご提出ください。複数の事業所を運営されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただいてもかまいません。
- 提出いただいた様式により回答いただいた情報をもとに、名古屋市で一括して災害時情報共有システムへの登録を行います。各事業所から直接システムへの登録は行えませんのでご了承ください。

提出先メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

9. 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」について

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とは

- 障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを趣旨として、平成29年3月に厚労省が取りまとめたもの。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点について掲載。

掲載内容

< 総論 >

- 意思決定支援の定義
- 意思決定を構成する要素
- 意思決定支援の基本的原則
- 最善の利益の判断
- 事業者以外の視点からの検討
- 成年後見人等の権限との関係

< 各論 >

- 意思決定支援の枠組み
- 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮
- 意思決定支援の根拠となる記録の作成
- 職員の知識・技術の向上
- 関係者、関係機関との連携
- 本人と家族等に対する説明責任等

< 意思決定支援の具体例 >

- 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
- 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
- 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

10. 「地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブック」について

「地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブック」とは

- 平成30年4月に、厚労省の社会福祉推進事業において作成されたもの。
- 社会福祉施設等が防犯のために普段から行うこと、緊急時に備えて行うこと、防犯に係る取組みに関するチェックリストや不審者侵入時の対応フローの例などについて掲載。

掲載内容

< 本編 >

○日常の対応

- 所内体制と職員の共通理解
- 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
- 施設等と利用者の家族の取組み
- 地域との共同による防犯意識の醸成
- 施設設備面における防犯に係る安全確保
- その他

< 参考資料編 >

- 防犯に係る取組みチェックリスト
- 不審者侵入への緊急対応フロー
- 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」

○緊急時の対応

- 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢
- 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等